

業務委託現場説明書

1. 業務名 日本芸術文化振興会隼町地区敷地境界確定業務

2. 履行期限 令和__8年__3月__16日(月)まで

3. 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ≡印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

4. 業務計画書

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「敷地調査共通仕様書（令和4年3月14日国営整第151号）」に定める業務計画書の内容は特記による。~~なお、プロポーザルに付した場合には、業務計画書の提出を省略できる。~~

~~(1) 業務実施体制~~

~~(2) 協力者の名称、分担業務分野等~~

5. 業務工程表

- 提出する。
- ・提出しない。

(1) 受注者は、測量調査等請負契約要項（以下「要項」という。）第4条に規定する業務工程表には、次の事項を記載しなければならない。

ア 業務工程

イ 発注者が必要に応じて指示するその他の事項

(2) 受注者は、業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にし、その都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。

(3) 受注者は、発注者が指示した事項については、更に詳細な業務工程に係る資料を提出しなければならない。

6. 要項の運用

(1) 総則

- ① 要項第1条第3項に規定する発注者の指示は、仕様書を補足するものであって、

発注者は、仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。

② 業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項、業務の詳細及び発注者が意図する成果品の具体的内容は、特記仕様書に定めるところによるものとする。

(2) 指示及び協議の記録

指示等は、指示簿、連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し、発注者及び受注者が署名することにより書面の交付に代えることができる。

(3) 関連業務との調整

① 発注者は、要項第3条に規定する調整として、契約書若しくは仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。

② 要項第3条に規定する「必要があるとき」とは、受注者若しくは発注者から業務を受注している第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。

③ 受注者は、要項第3条に規定する発注者の調整に従ったことを理由として、請負代金額の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4) 契約の保証について

① 受注者は、要項第5条第1項に規定する保証を付した場合は、次のアからキのいずれかの書面を契約担当役に提出しなければならない。

ア 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、振込を確認できる書類及び契約保証金納付書

(ア) 振込を確認できる書類とは、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）指定の口座に契約保証金の額に相当する金額の現金を払い込んだ際に受け取る書類であること。

(イ) 振込を確認できる書類の宛名の欄には、__出納命令役__独立行政法人日本芸術文化振興会財務部長__圓谷__誠__と記載するように申込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第36条第6項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金還付請求書を提出すること。

イ 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、政府の保証のある債券、地方債及び出納命令役が確実と認める社債の場合は、振替手続きを行ったことを確認できる書類及び契約保証金納付書

(ア) 振替手続きを行ったことを確認できる書類は、振興会指定の口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を振り替えた際に受け取る書類であること。

- (イ) 振替手続きを行ったことを確認できる書類には、受方の口座明細（振興会指定の口座）が明記されていること。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書
- (ア) 当該有価証券に質権設定の登録手続きを行い提出すること。
 - (イ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (ウ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (エ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。
- エ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手である場合は、当該小切手及び契約保証金納付書
- (ア) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
 - (イ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該小切手は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (ウ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券払渡請求書を提出すること。
- オ 債務不履行による損害金の支払を保証する保証事業会社の保証に係る保証書及び契約保証金納付書
- (ア) 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」と称する。）とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、契約担当役 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 長谷川 眞理子と記載するように申込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は、契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであ

ること。

(エ) 保証書上の保証に係る契約名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(カ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

(キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 月以上確保されるものとすること。

(ク) 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保証事業会社から支払われた保証金は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、契約担当役 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 長谷川 眞理子と記載するように申込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての契約名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。

(カ) 請負代金額の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

キ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、契約担当役 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 長谷川 眞理子と記載するように申込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容としての契約名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、履行期限を含むものとすること。

(キ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 36 条第 6 項の規定により振興会に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ② ①の規定による保証事業会社が交付する保証事業会社の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって保証事業会社又は保険会社が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子メールを介して提供すること。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

なお、保険会社の発行する電子証書等（以下「PDF 発行証券」という。）については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、以下のいずれかによるものとし、保険会社に確認し、指定された手順を踏むこと。

ア 保険会社から発注者へ提出

受注者は「（保険会社の）発信メールアドレス」と「契約情報及び認証情報」を電子メールを介して提出し、保険会社は発注者側受信メールアドレスに PDF 発行証券を送信する。

イ 受注者を通して発注者へ提出

受注者は「（受注者自身の）発信メールアドレス」を電子メールを介して提出し、発注者側受信メールアドレスに PDF 発行証券と「契約情報及び認証情報」を送信する。

(5) 著作権の帰属

受注者は、要項第 7 条の 2 第 2 項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(6) 再委託等

要項第 8 条第 3 項に規定する「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又

は請け負わせた第三者の住所，当該業務の内容，担当責任者の氏名，資格及び経歴とする。

(7) 特許権等の使用

- ① 発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において、仕様書、発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに、受注者がその存在を知ったときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- ② 要項第9条ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は、受注者が特許権等を有する第三者と補償条件の交渉等を行う前に発注者と受注者とが協議しなければならない。

(8) 監督職員

発注者は、要項第10条第2項各号に規定する権限を監督職員に委任しない場合は、その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、要項第10条第2項各号に規定するすべての権限を監督職員は有するものとみなす。

(9) 現場代理人等

- ① 要項第11条第1項に規定する「その他必要な事項」とは、現場代理人等の資格及び経歴その他仕様書に定めるものとし、受注者は、通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。
- ② 要項第11条第4項に規定する通知がない場合は、受注者の一切の権限（要項第11条第2項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を現場代理人は行使することができるものとみなす。

(10) 実施報告

- ① 受注者は、発注者の指示により、業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。
- ② 受注者は、発注者の請求に応じて実施済の業務の成果、業務の進捗状況、今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(11) 現場代理人等に対する措置請求

要項第13条第1項及び第3項に規定する「必要な措置」とは、発注者又は受注者が判断する措置で、不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示、当該現場代理人等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(12) 業務の中止

要項第19条第3項に規定する「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため人員、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不必要となった人員、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するための人員、機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(13) 履行期間の変更

- ① 発注者は、受注者から要項第22条第1項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は、必要があると認められる範囲で、履行期間の延長を承諾するものとする。

② 要項第 24 条第 2 項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは、要項第 16 条においては、発注者が修補の請求を行った日、要項第 17 条第 5 項においては、仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 18 条においては、仕様書等の変更が行われた日、要項第 19 条第 2 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 20 条第 3 項においては、要項第 20 条第 2 項の仕様書等の変更が行われた日、要項第 22 条第 2 項においては、発注者が履行期間の延長の請求を受けた日、要項第 23 条第 1 項又は第 2 項においては、受注者が履行期間の短縮の請求を受けた日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(14) 請負代金額の変更

要項第 25 条第 2 項に規定する「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、要項第 16 条においては、発注者が修補の請求を行った日、要項第 17 条第 5 項においては、仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた日、要項第 18 条においては、仕様書等の変更が行われた日、要項第 19 条第 3 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、要項第 20 条第 3 項においては、要項第 20 条第 2 項の仕様書等の変更が行われた日、要項第 22 条第 2 項においては、受注者が要項第 22 条第 1 項の請求を行った日、要項第 23 条第 2 項においては、要項第 23 条第 1 項の請求を行った日、要項第 36 条の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(15) 検査

- ① 受注者は、業務を完了した場合は、業務完了通知書とともに成果品を発注者に提出し、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。
- ② 発注者は、要項第 31 条第 2 項（要項第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては、受注者に対して書面又は電磁的方法をもって検査日を通知する。

(16) 請負代金の支払

請負代金（~~前払金を含む。~~）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人日本芸術文化振興会財務部財務課から1回以内に支払うものとする。

~~(17) 業務委託料の前払い~~

- ~~① 保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、当該保証証書を添えて、業務委託料の「10 分の 」以内の額の前払金を請求することができる。~~
- ~~② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子メールを介して提供すること。~~

~~(18) 前払金保証契約~~

~~受注者は、第34条第5項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合は、前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の10分の4を下回らない金額に変更することができる。~~

(19) 契約不適合責任

要項第41条第1項に規定する契約不適合責任は、要項第31条第2項（要項第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(20) 履行遅滞の場合における損害金等

① 要項第31条第2項（要項第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は、要項第51条第5項に規定する遅延日数に算入しない。

② 履行期間内に業務が完了し、要項第31条第2項（要項第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は、当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は、要項第51条第5項に規定する遅延日数に算入しない。

(21) 発注者の解除権

発注者は、要項第43条第1項第1号から第6号の規定による契約解除をしようとする場合は、明らかに履行不能と認められる場合を除いて、相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

(22) 解除の効果

① 契約が解除された場合は、要項第49条第2項の規定によるときを除いて、契約は遡及的に無効となり、未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

② 契約が解除された場合は、要項第49条第2項の規定によるときを除いて、発注者及び受注者は、それぞれ原状回復義務を負う。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 振興会が発注する設計・コンサルティング業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。

(2) (1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。

(3) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、振興会が準用する「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）において準用する「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領

について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知。以下「措置要領」という。)の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、措置要領第12に基づき、書面による注意の喚起を行うものとする。

~~8. その他~~

~~(1) 公共建築設計者情報サービス(PUBDIS)への登録~~

~~この業務の受注者は、業務内容等について、あらかじめ監督職員の確認を受け、業務完了後10日以内に公共建築設計者情報サービス(PUBDIS)に業務カルテ情報として登録すること。~~

~~(2) 設計業務成績評定について~~

~~この業務は、文部科学省が定め振興会が準用する設計業務成績評定要領(平成20年1月17日付け19文科施第369号)による設計業務成績評定の対象業務である。~~